

監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局代決専決規程（平成7年岩手県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(代決) 第2条 [略] 2・3 [略] <u>4 代決する場合には、その決裁が代決であることを表示しなければならぬ。</u> (事務局長の専決事項) 第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) <u>個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関する</u> こと。 (7) [略]	(代決) 第2条 [略] 2・3 [略] (事務局長の専決事項) 第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定に関する</u> こと。 (7) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。